

ソマリア海賊対策を掲げた海自派兵を止めよう

国富建治

麻生政権は、自民・公明両与党の「海賊対策プロジェクトチーム」の合意を受けて、自衛隊法の「海上警備行動」条項を適用して、海上自衛隊をソマリア沖「海賊対策」に派兵するために、一月二七日、海自への「準備」指示を出した。

「海上警備行動」による自衛隊の出動は、これまで二度しかない。一九九九年の「能登沖不審船事件」と二〇〇四年の沖縄・先島諸島沖の中国原潜による「領海侵犯」事件である。しかしこのいずれのケースも日本近海の「領海侵犯」事例であって、ソマリア沖のように日本から一万キロも離れた海域への出動は、法の「想定外」である。しかもこの「海上警備行動」での「保護対象」も拡大し、「日本船」だけではなく「日本の貨物」を積載し、「日本人が乗っている」外国船をもカバーできるようになっている。「武器使用の基準」も従来の「正当防衛」の枠組みを大きく踏み越え、たとえば昨年一月に起きた英海軍が銃撃戦で二人の海賊を射殺したケースや、インド海軍が海賊に乗っ取られたタイのトロール船を停船命令違反として撃沈したケースも、認められる範囲に加えられるという案が与党PTの中で浮上した。

一月二〇日のPT中間とりまとめ案では、武器使用基準については「警職法第七条（正当防衛・緊急避難）により対処」とされているが、具体的には「関係省庁が必要な協力を行い、防衛庁が作成する」とされており、拡大適用の余地は残されている。さらに「海賊」に対する司法手続きは同乗した海上保安官が行うことになっている。軍事行動と警察行動の文字通りの一体化だ。しかもこの「海上警備活動」という自衛隊海外派兵に対しては発令の段階で国会報告をすればいいだけであり、事前の承認は必要とされていない。事実上の超法規的な海外派兵である。その上で、政府・与党は「海賊派兵」法案を新たに作成し三月にも国会に上程するという。そ

れまでの「つなぎ」がこの「海上警備活動による派兵」措置なのだ。

なぜ政府・与党は「ソマリア『海賊』派兵」を急いでいるのか。それはアフガンでの「対テロ」戦争に比重を移したオバマ米政権に対して日本の支援継続をアピールするためであり、中国のソマリア派兵に「遅れをとるわけにはいかない」という危機意識からだと言われている（毎日新聞）一月二五日）。また二〇〇七年一月に旧テロ特措法の期限切れにより海上自衛隊が一時的にインド洋から撤収した際、「外国海軍担当者」（おそらく米軍）から「何もしないというのは国際的に理解されないことから、海賊対処のための派遣にはどうか」と提案されたことも明らかになっている（海自派兵部隊の「協力支援等実施報告」）。

すなわち「海賊派兵」が米国の「対テロ」戦略の一環でもあることがここでも示されているのだ。

国連安保理は昨年一月一六日に「海賊」の陸上拠点への軍事攻撃を容認する決議1851を採択した。しかしソマリア「海賊」問題が一九九一年に始まったソマリア内戦への国連による介入の大失敗に大きな要因があることを忘れてはならない。国連PKO部隊は、事実上ソマリアでの「軍閥」勢力と変わらぬ軍事行動により多くの人命を殺し、ソマリア社会の自主的・平和的再建の努力を妨げる役割を果たしてソマリアの「無政府」状態を作り出した責任がある。「海賊」の横行はこのソマリア社会への外国からの介入がもたらしたものだ。私たちは、このソマリアへの自衛隊派兵が自民・民主の与野党連携によって進められていることに強く反対する。そして「海賊」対策を掲げた派兵を通じて集団的自衛権の行使に踏み出し、派兵恒久法、憲法改悪の流れが加速されることにNO!の声を広げていこう。「海上警備行動」による派兵を許すな！海賊対策新法の制定を許すな！（くにとみ・けんじ／反安保実）